

図書館法施行規則改正（平成24年4月1日施行分）に関する、施行前に 修得された司書講習・司書課程単位の取り扱いについて

平成24年4月1日より前に司書講習・司書課程において一部科目の単位を修得された方につき、修得済み単位は、下記表のように、新科目単位とみなされます。

※ 平成24年4月1日以降に旧司書課程で修得した科目単位は、本学講習受講にあたり、新科目単位とみなされません。

新科目	単位数	旧科目(経過科目)	単位数
生涯学習概論	2	生涯学習概論	1
図書館概論	2	図書館概論	2
図書館制度・経営論	2	図書館経営論	1
図書館サービス概論	2	図書館サービス論	2
情報サービス論	2	情報サービス概説	2
児童サービス論	2	児童サービス論	1
情報サービス演習	2	レファレンスサービス演習	1
		情報検索演習	1
図書館情報資源概論	2	図書館資料論	2
情報資源組織論	2	資料組織概説	2
情報資源組織演習	2	資料組織演習	2
図書館情報資源特論	1	専門資料論	1

（図書館法施行規則 附則（平成二十一年四月三〇日文科省令第二一号）第6項より抜粋）

- 平成24年4月1日より前に司書講習・司書課程において修得された単位について、現時点では有効期限はありません（平成8年度以前の取得科目の単位は平成12年度より無効です）。
 - 平成24年4月1日より前に司書講習・司書課程において一部科目の単位を修得された方につき、平成24年4月1日以降、司書講習修了には、以下の単位の修得が必要です。
 - ・ 甲群：旧科目修得済み単位を上記表により読み替えたうえで、さらに未修得となる全科目の修得。（新科目「図書館情報技術論」に対応する旧科目は、ありません。修了には新科目での受講が必要です。）
 - ・ 乙群：（旧科目で修得済みのものを含め）2科目2単位の修得。
- ただし、乙群新科目の単位修得につき、
- 旧科目「図書及び図書館史」修得済みの場合⇒「図書・図書館史」以外の科目
 - 旧科目「資料特論」修得済みの場合⇒「図書館情報資源特論」以外の科目の修得が必要です。
- 修得済み旧科目の単位数が、新科目単位数より少ない場合も、上記表の旧科目単位数を満たしていれば、不足単位数を補うために相当する新科目単位を修得する必要はありません。
 - 旧科目「レファレンスサービス演習」・「情報検索演習」のうち、単位数に関わらず、いずれか1科目のみ修得済みの場合、講習修了には、新科目「情報サービス演習」（1科目を、複数の講師が異なる授業日程で担当します。いずれかの担当講師の授業日程のみを履修することはできません。）の修得が必要です。

「図書館法施行規則」<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25F03501000027.html>

「改正司書養成科目に関するQ&A」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/1283540もご参照ください。